

# 中学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けて

案

## 1 部活動の位置付け・部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた国・都の動き

平成20年1月 文部科学省は学校教育活動を「教育課程内の活動」「教育課程外の活動」に大別し、部活動を「教育課程外の活動」の一つであると整理(中央教育審議会)

平成29年3月 中学校学習指導要領の総則における、学校運営上の留意事項として、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に(中略)部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」と示す。

平成29年4月 都教育委員会は部活動検討委員会を設置。部活動の概念について検討・整理する。また、区市町村立中学校等の教員の負担軽減と部活動の充実を図ることを目的とし、部活動指導員の導入や練習時間、休養日の設定を含むガイドラインの内容、地域人材を活用に関する補助のあり方等の検討を開始する。

令和元年 月  
令和2年9月 都教育委員会は部活動に関する総合的なガイドラインを作成する。文部科学省、スポーツ庁、文化庁は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることなどを示す。

令和4年12月 スポーツ庁、文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(以下、国のガイドライン)」を策定し、学校部活動の地域連携や、地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応を示す。

令和5年3月 都教育委員会は、国のガイドライン等を踏まえ、「東京都学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン(以下、都のガイドライン)及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画(以下、都の推進計画)を策定。これら都のガイドライン及び都の推進計画策定に関する通知(令和5年3月24日付4教指企第1945号)にて、以下が示される。

- ・国のガイドライン及び都のガイドラインに則り、**速やかに「設置する学校に係る部活動の方針」の策定**をすること。
- ・区市町村において、**地域連携や地域移行の在り方等を検討**すること。また、**改革推進期間におけるスケジュールや方針を示した計画を策定**すること。

## 2 本市の動き【案】(令和5年5月末現在)

令和5年3月 市議会一般質問において、部活動の地域連携・地域移行については、都のガイドライン等を踏まえ、令和5年度中に連携・移行を踏まえた協議会を設置すること、拙速に対応せず、国や都の動向を踏まえつつ、多大な論点整理をしながら関係機関と協議していく必要性等について説明

令和5年5月  
令和5年 月 部活動の地域連携・地域移行に関する国・都のガイドライン等に関する共有仮称「第1回多摩市中学校の部活動に関する地域連携・地域移行に関する協議会」を開催(予定)

第1回協議会において、以下の確認を行う。

- ・協議会及び小委員会の設置について
- ・生徒や保護者の意見徴収の範囲及び方法、時期について
- ・協議会の外部委員について

## 3 協議会の流れについて(案)

令和5年度(国の改革推進期間1年目/3か年)

令和5年度第1回(令和5年 月)

- ・仮称多摩市中学校の部活動に関する地域連携・地域移行に関する協議会(以下、市協議会)の委嘱
- ・国及び都のガイドライン、都の推進計画等、これまでの国・都の動向の共有
- ・国や都のいわゆる「論点整理」についての説明
- ・市協議会の協議の進め方について、小委員会で行うことの下承(下記※1参照)
- ・小委員会の担当についての了承

※1 小委員会の主たる協議内容(案)

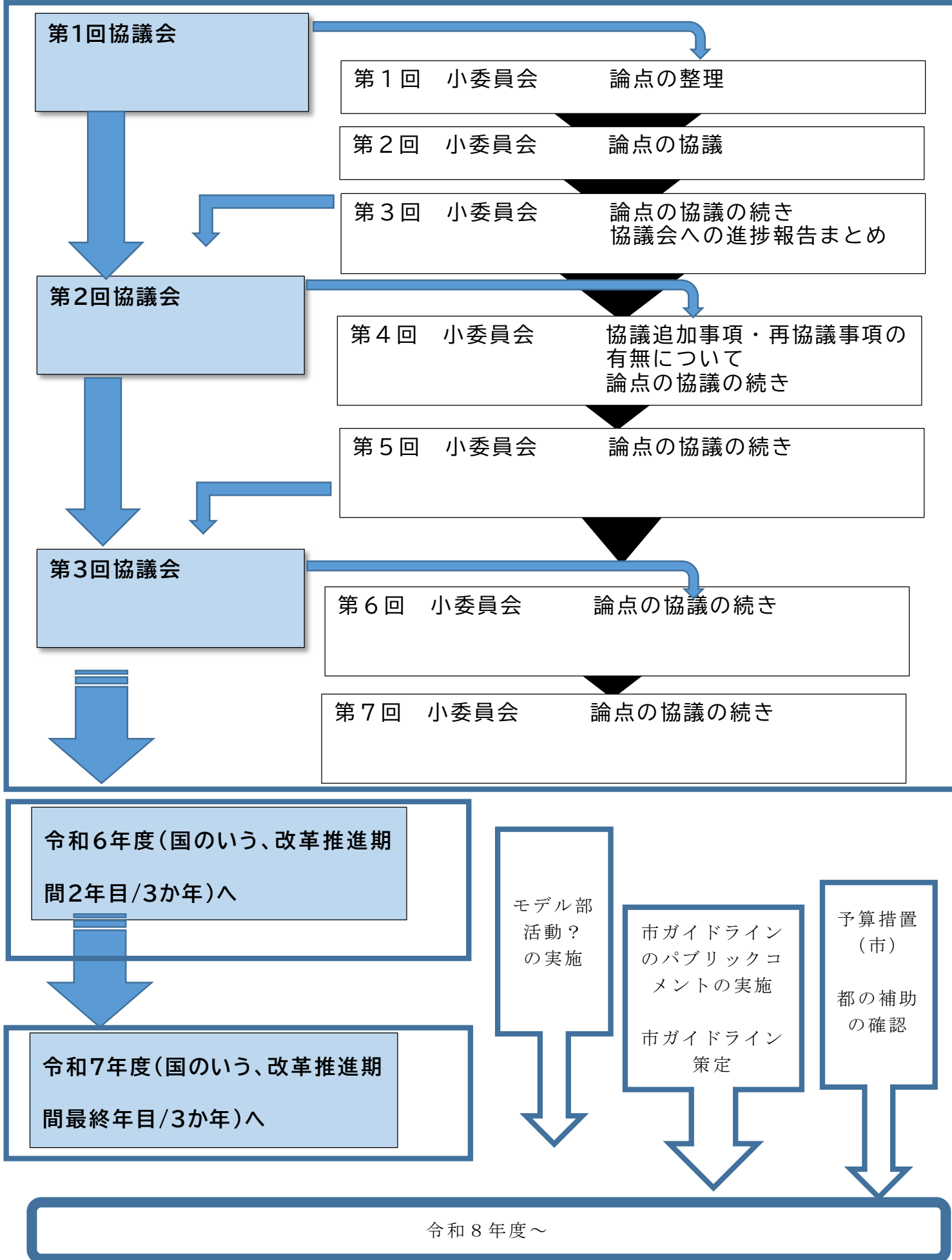
小委員会1 生徒 学校部活動の方針に関する事項(指導内容等)	小委員会2 教員・保護者 学校部活動の地域連携及び外部指導員及び教員の業務改善に関する事項	小委員会3 移行関係 地域クラブ活動への移行に関する事項
【協議内容の一例】	【協議内容の一例】	【協議内容の一例】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都の部活動の在り方に関する方針を参考に、部活動方針の策定</li> <li>・生徒の安全確保等生活指導上の対応</li> <li>・休養日の設定</li> <li>・合同部活動や移動手段等について、合同部活動該当校の教育課程調整</li> <li>・大会・練習試合への参加(申込・連絡体制)について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動指導員、支援員</li> <li>・外部指導者の確保</li> <li>・体罰、ハラスメントの禁止等の周知等</li> <li>・兼業兼職に関する事項</li> <li>・保険加入に関する事項</li> <li>・保護者の負担軽減(学校部活動(含合同部活動の移動交通費)や大会参加に関する、困窮家庭への対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備</li> <li>・指導者の質と量の持続的な確保について</li> <li>・公共施設や社会教育施設、学校を地域クラブ活動で使用する際の手続き等</li> <li>・保護者の負担軽減(地域クラブ活動の低廉な回避、困窮家庭への対応)</li> </ul>

※ 市協議会の構成について(案)

小委員会1 学校部活動の方針に関する事項(指導内容等)	小委員会2 学校部活動の地域連携及び外部指導員及び教員の業務改善に関する事項	小委員会3 地域クラブ活動への移行に関する事項
【委員構成】	【委員構成】	【委員構成】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中校長会2~3</li> <li>・保護者(・大学関係者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中校長会2~3</li> <li>・保護者</li> <li>・大学関係者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中校長会2~3(・地域関係)</li> <li>・保護者</li> </ul>
【事務局】	【事務局】	【事務局】
***	***	***

(参考 都のガイドライン策定等に関する都検討委員会の委員構成・事務局構成)  
委員:局長級2名、校長会4名、連盟4名、区市町村2名、モデル地区、保護者  
事務局:部長級14名、課長級2名、係長級6名

#### 4 協議会と小委員会の相関について(イメージ)

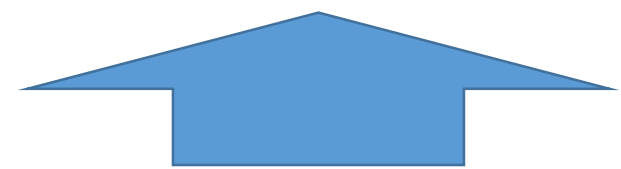


#### 令和5年度(国の改革推進期間1年目/3か年)の到達目標(案)

- 1 国や都のガイドライン等に基づき、「市の部活動の方針」を策定します。
- 2 国や都のガイドライン等に示された、いわゆる「論点整理」について、多摩市の中学校の実情や多摩市の地域の実態を踏まえて加除し、「多摩市の実情にあった検討事項」を確認します。  
 その上で、「多摩市の学校部活動及び多摩市における新たな地域クラブ活動の在り方に関する協議」を小委員会を中心に行っていきます。  
 都度、協議会で小委員会の進捗報告を確認し、必要な場合は、再度小委員会で具体的な策について再協議します。
- 3 それぞれの小委員会の協議には、学校関係者や保護者、必要に応じて学識経験者も委員として協議します。協議会及び小委員会で、「協議に際し、代表とされる教員や生徒、保護者」だけではなく、広く意見を聴取し、協議に活かす必要性を判断した場合、必要十分なアンケート等を実施します。

#### 5 学校部活動及び地域クラブ活動の方向性 (点線 手立て 実線 方向性)

- ① 学校と地域との連携・協働により、学校部活動の改革に取り組み、生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しめるよう、環境を整備すること。
- ② 学校部活動及び地域クラブ活動において、生徒の自主的・自発的な参加になるよう、指導体制を構築すること。
- ③ 技能や記録の向上等、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの積極的な導入により、短時間で効果が得られるようなより合理的でかつ効果的・効率的な活動を行うこと。
- ④ 成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養、睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、休養日や活動時間を適切に設定すること。
- ⑤ 学校部活動の地域移行を見据え、学校部活動において専門的な技術指導に加え、大会引率等ができる部活動指導員及び外部指導者を積極的に配置するなど、教職員の負担軽減を踏まえ、地域と連携して指導体制を整備すること。



## 6 都のガイドライン等に基づく、論点整理

事項	課題	本市協議会(小委員会)での追加協議案件、対応の方向性	備考 関係機関等
指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行や連携の対象となる部活動及び求める指導者の把握</li> <li>・学校のニーズに即した指導者の確保</li> <li>・指導者の質の向上</li> <li>・教員の兼職・兼業の運用について</li> <li>・多摩市近郊の大学との連携</li> <li>・部活動指導員の研修</li> <li>・部活動補助員</li> </ul>		TEPRO 国土館大学
生徒関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校から指導者への指揮命令の整理</li> <li>・教員不在時(外部指導者及び移行各々)の生徒間のトラブルへの対応・引継ぎの有無</li> <li>・生徒の精神面での指導(教育課程関係、対人関係、試合や大会に出られない生徒への指導等を含む)</li> <li>・平日の指導内容との一貫性の担保</li> <li>・活動時間や生徒の出席等の管理</li> <li>・合同部活動を実施する際の移動手段、指揮系統</li> <li>・休業日の設定</li> <li>・活動時間の設定</li> </ul>		
緊急対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の初期対応</li> <li>・休日の連絡体制の整備</li> <li>・生徒が負傷した際の補償</li> <li>・指導者が負傷した際の補償</li> <li>・熱中症対策や新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の学級閉鎖等との対応</li> <li>・</li> </ul>		
費用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部費の適切な徴収と管理について</li> <li>・公共施設や社会教育施設等を利用する場合の負担軽減、円滑な利用促進</li> <li>・生活困窮家庭等を含む、保護者の負担について(学校部活動)(地域クラブ活動)</li> <li>・保険料</li> </ul>		
地域クラブ活動関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実</li> <li>・公共施設や社会教育施設等を利用する場合の負担軽減、円滑な利用促進</li> <li>・地域クラブ活動が諸事情(運営者の不存在、費用対効果等)により困難な場合に、当該中学校(生徒)と他の中学校(生徒)の機会均等を視野に入れた合同部活動実施に係る交通費等や部活動指導員等の確保</li> </ul>		